

## SECフラッシュレポート

SECの経営者による内部統制評価に関する解釈指針案の概説(2006年12月26日)

証券取引委員会(SEC)は、2週間前に、サーベンス・オクスレー法(SOA)404条導入の費用対効果を改善するためのアクションを決定した。SECのアクションの1つは、経営者が財務報告に係る内部統制(ICFR)の年次評価の計画・実施を支援する解釈指針を提案することであった。2006年12月13日付の前のSECフラッシュ・レポートでは、この解釈指針と関連するその他の改正案のポイントを紹介した。読者はすでに前回のフラッシュ・レポートを読んだことを前提としている。これに続いて、先週、SECは解釈指針案を公表した。解釈指針案は、以下のサイトの「提案された規則」のセクションに掲載されている。<http://www.sec.gov/news/whatsnew/wn122006.shtml> このフラッシュ・レポートは、解釈指針案の内容をまとめたものである。

解釈指針案は、経営者がICFRの評価をより効率的で効果的に実施できることを意図している。画一的なアプローチは存在しないため、経営者の評価プロセスは会社によって異なり、指針案には記載されている。しかし、SECの評価プロセスはトップダウン型のリスクベース・アプローチであり、現在実務で一般的に適用されているアプローチよりも効率的で効果的であるとSECは考えている。解釈指針案は、合計で71ページあるが、実質的に重要な内容は13ページから49ページまでであり、行間を広く取っているので読むのにそれほど長い文書というわけでもない。SECは

監査人ではなく特に企業とその経営者のために解釈指針案を作成しているため、404条対応の責任者は解釈指針案を注意深く読む必要がある。公開会社会計監視委員会(PCAOB)は監査人に対する別の指針を公表しており、当該指針の概要は別のPCAOBフラッシュ・レポートにまとめられている。

本フラッシュ・レポートは解釈指針案の重要なポイントをまとめたものであるが、その法的解釈や指針案に代わることを意図したものではない。解釈指針案の適用には、かなりの判断が必要となる。企業の個別の状況に解釈指針を適用する場合には、顧問弁護士や適切なアドバイザーの助言を受けることを推奨する。

### 解釈指針案

これまで、経営者によるICFRの評価について権威ある指針は限定的であった。そのような指針がない中で、結果として、企業は監査人のために作成された基準と監査人による基準の解釈に従ってきた。解釈指針案が発効すれば、企業は経営者の評価アプローチの根拠としてSECの指針を利用することが可能となり、PCAOBが監査人に対して公表したガイダンスを使用する必要はなくなる。

2006年12月13日付のフラッシュ・レポートに記載したとおり、解釈指針案は原則主義を採用しており、2つの重要な原則に基づいて構成されている。

原則	SECのコメント
第1に、経営者は、財務諸表における重要な虚偽記載が適時に予防又は発見できない合理的な可能性があるかどうかを決定するために、導入した内部統制の整備状況を評価すべきである。	この原則は、トップダウン型のリスクベース・アプローチにより、経営者に財務諸表の重要な虚偽記載を予防又は発見するために必要なコントロールに焦点をあてることを認めることで、効率性を促進するものである。
第2に、経営者は、評価対象としたコントロールに関連するリスクの評価に基づき、当該コントロールの運用状況に関する証拠を収集・分析すべきである。	この原則は、経営者が、信頼できる財務報告に対する最大のリスクとなる分野に焦点をあてて、評価手続の内容と程度を決定できるようにするものである。

これら2つの原則に従うことによって、あらゆる規模と複雑性の企業がより効率的・効果的に要請に対応することができるという見解を、SECは解釈指針案の中で述べている。解釈指針案は以下の内容となっている。

#### A. 評価プロセス

1. 財務報告に関するリスクとコントロールの特定
  - a. 財務報告に関するリスクの特定
  - b. 財務報告に関するリスクに対応する十分なコントロールの特定
  - c. 組織レベルコントロールの検討
  - d. IT全般統制の役割
  - e. 評価を裏付ける証拠
2. ICFRの運用状況の有効性に関する証拠の評価
  - a. 評価を裏付けるために必要な証拠の決定
  - b. ICFRの運用に関する証拠を評価するための手続の実施
  - c. 評価を裏付ける証拠
3. 複数の事業所に関する検討

#### B. 報告における検討事項

1. コントロールの不備の評価
2. 経営者と登録会計事務所によるICFRの有効性評価に関する意見
3. 重大な欠陥に関する開示
4. 経営者によるICFRの報告書が過去に公表した財務諸表の訂正に与える影響
5. ICFRの評価範囲の制限

本フラッシュ・レポートでは、リスクとコントロールの特定、コントロールの評価、評価結果の報告、及び文書化というSECによる上記の内容から特定の事項を選択し、4つのポイントに沿ってまとめている。そして、外国企業に対するSECのコメントを解説している。最後には、SECの解釈指針が全ての企業に対して与える全般的な影響についてコメントを提供している。

#### リスクとコントロールの特定

解釈新案は、2つのことを実施するのに経営者の判断が必

要となるリスクベース・アプローチについて説明している。まず、経営者は、財務報告の信頼性にとって重要であり、かつリスクがある分野を決定する。次に、経営者は、不正による重要な虚偽表示を含む、それらのリスクに対応するコントロールを特定する。これらの2つの局面における評価を通じて、経営者は、(1)財務報告の信頼性に対するリスクと、(2)それらのリスクに対応するために企業が実施しているコントロール、の両方を特定する。従って、リスクは評価プロセス全体を通じて検討されるものであり、経営者の評価を裏付ける証拠収集のアプローチはリスクの評価に基づくものでなければならない。リスクの特定に関してSECが解釈指針案の中で示した主要なポイントは以下の通りである。:

- ・ **「合理的な保証」を提供するという基準に基づいて財務報告の信頼性に関するリスクを評価する** — 「合理的な保証(reasonable assurance)」は「絶対的な保証(absolute assurance)」ではない。SECは、「合理的な保証」と「十分な詳細(reasonable detail)」という用語の定義に「保守的な管理者(prudent official)」による判断を用いている。
- ・ **リスクに基いて財務報告要素を選択する** — 解釈指針案によれば、経営者が考慮する財務報告要素の特性には、財務報告要素の重要性と、関連する勘定残高、取引、又はその他の情報において重要な虚偽表示が発生しやすいかどうかの両方が含まれる。一般的には、財務報告要素に関して、(1)記帳すべき金額の決定に判断を要する、(2)不正が発生しやすい、(3)複雑な会計処理が必要である、又は、(4)技術的・経済的な発展などの環境要因の影響を受ける、などの場合に当該財務報告要素のリスクは増加する。
- ・ **重要な虚偽表示の原因と発生可能性を検討する** — 「経営者は、自らの事業(と組織)、業務、及びプロセスに関する知識と理解を活用して虚偽記載の原因と可能性を検討すべき」であり、そこから財務諸表の重要な虚偽表示をもたらすリスク原因を特定すべきである。財務報告要素に反映される取引の開始、承認、処理及び記録並びにその他の修正などの原因から、財務報告のリスクが発生する

可能性がある。

- ・ **不正リスクに焦点をあてる** — 虚偽表示には、それが意図的であるか否かに関わらず、誤謬及び脱漏の両方が含まれる。従って、財務報告リスクの評価を行う際に、企業において不正が発生しやすいかどうか、及び不正リスクが財務諸表の重要な虚偽表示をもたらすかどうかを、経営者は検討すべきである。
- ・ **複数のコントロールに関するリスク特性を検討する** — 単独又は複数のコントロールが特定の財務報告リスクに適切に対応しているかどうかを決定するためには、虚偽表示の発生可能性と潜在的な金額的重要性に関する判断が必要である。複数のコントロールが特定の財務報告要素に影響するリスクに十分に対応するために必要な場合、経営者は個々のコントロールのリスク特性を分析すべきであると、SECの指針には記載されている。指針では、コントロールが有効に運用されない可能性を考える際に、「コントロールの種類(即ち、人的か自動化されているか)、コントロールの複雑性、経営者による無視のリスク、コントロールの実施に必要な判断、当該コントロールが予防又は発見するはずの虚偽表示の内容と重要性、及び当該コントロールが他のコントロール(例えば、IT全般統制)の有効性に依拠する程度」を、経営者が検討すべきであると指摘している。
- ・ **多くの小規模会社においてリスクを特定する場合に、小規模会社における相違点を認識する** — 財務報告リスクを特定する方法は、企業の規模、複雑性、組織構成、並びに当該企業のプロセス及び財務報告環境によって異なるであろう。例えば、本社集中で複雑性の低い業務プロセスを有し、その業務プロセスやリスクにほとんど変化がない小規模会社では、経営者による毎日のビジネスへの関与があれば、財務報告リスクを適切に特定するための十分な情報が得られるかもしれない。

解釈指針案のコメントは、評価プロセス全体を通じてリスクの評価が行われるというSECの考え方を反映したものとなっている。

解釈指針案は、404条を遵守するために、特定のプロセスにおいて全てのコントロールを識別し、記録することを要請していない。一旦、経営者が適切に財務諸表における重要な虚偽表示のリスクに対応するコントロールを特定した後は、経営者の評価に追加的なコントロールを含める必要はない。特定された財務報告リスクを低減するための、コントロールの整備状況の有効性評価の必要性は、重要なコントロールを特定するプロセスに含まれている。ICFRを評価する目的からは、「関連する財務報告要素の虚偽表示が財務諸表における重要な虚偽表示をもたらす可能性があり、当該虚偽表示が適時に予防・発見されない合理的な可能性があるとき、コントロールの整備状況は十分であるとはいえない」。

解釈指針案では、コントロールの特定に関連する幾つかのポイントが含まれている。

- ・ **ボトムアップ・アプローチではなく、トップダウン・アプローチを支持する** — 経営者は、財務報告要素に関するコントロールとして、予防的、発見的、又はその両方のコントロールを特定するかもしれない。前述の通り、全てのコントロールを特定する必要はない。むしろ、経営者は、重要な虚偽表示のリスクに適切に対応するコントロールだけを特定すべきである。例えば、特定のリスクに全社的なコントロール又はプロセスレベルのいくつかのコントロールが対応している場合、解釈指針案には、経営者がプロセスレベルのすべてのコントロールを特定し、文書化する必要はないと記載されている。本当に意味のある重要なコントロールだけを特定し、文書化することに焦点をあてるべきである。解釈指針案は、特定の財務報告要素(支払利息)に関する重要な見積り誤りのリスクに十分に対応するために、組織レベルのコントロールがいかに設計されるかの詳しい事例を記載し、この場合には、経営者は取引レベルで追加コントロールを特定する必要がない、と結論付けている。実際に、SECの公開会議において、経営者が「レベル」、つまり全社的や取引レベル、の区別にこだわらないような指針を与えることが目的である、と述べられた。重要なコントロールを特定することが大切なのである。
- ・ **組織レベルのコントロールの内容と財務報告要素との関**

**連について検討する** — 「いくつかの組織レベルのコントロールは、プロセス、取引あるいはアプリケーションレベルで機能するように設計されており、1つ又は複数の財務報告要素における虚偽表示を適時かつ適切に予防又は発見する可能性がある」と、SECは述べた。他の組織レベルのコントロールには、統制環境(例えば、経営者の姿勢や行動規範・不正防止などの全社的に実施される取り組み)が含まれ、「財務報告要素との関連は間接的であり、当該コントロールだけでは、財務報告要素の虚偽表示を予防・発見する上で有効とはいえない」。従って、SECは、「財務報告リスクを評価し、コントロールの十分性を評価する際に、経営者はそのような組織レベルのコントロールを考慮するであろう。しかし、財務報告要素に対して特定される財務報告リスクに十分に対応するためには、経営者がこの種のコントロールだけを特定することは考えにくい」と結論付けた。

・ **IT全般統制 (General Information Technology Controls - GITC) の役割の重要性を認識する** — 自動化されたアプリケーションコントロールのセキュリティと完全性は、強固なGITCに依存する。解釈指針案には、GITCの重要性に関するいくつかの記述がある。

- 通常、GITCは財務諸表における重要な虚偽表示を直接的に予防・発見することはないが、自動化されたコントロール、又はITに依存するコントロールの適切かつ一貫した運用は、有効に整備され、運用されているGITCに依存する。
- 企業の実態と状況によって、ICFRの評価に関連するGITCの局面は異なるであろう。通常、経営者は、その実態と状況に応じてGITCの目的の適用とその適用範囲を検討すべきである。
- 経営者は、財務報告リスクに十分に対応するために必要なGITCのみを評価する必要がある。
- 適切なGITCが存在し、かつ有効に運用されていると判断される場合、経営者は、人的コントロールよりも自動化されたコントロールを評価する方が効率的であると決定することができる。

・ **複数の事業所で実施される手続の内容と範囲を決定するために、リスクベース・アプローチを利用する** — リスクベース・アプローチを適用することにより、本社で実施されるコントロールによってリスクへの対応が十分であると決定される場合もあるが、経営者が個々の事業所や事業部ごとに評価手続を実施しなければならない場合もある。SECの解釈指針案では、複数の事業所における評価範囲はリスクに基づいて決定され、最低限のカバレッジを要求する記述は含まれていない。現状の評価プロセスにおいて過大なカバレッジを懸念する全ての企業にとっては、この事項に関するSECの明確な表現を慎重に読んで検討する価値がある。

リスクとコントロールを特定するプロセスが完了する時点では、経営者は、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクに対応するために必要であり、運用状況に関する証拠を最も効率的に入手できるコントロールのみを、テストすべく特定しているであろう。解釈指針案は、経営者が企業の財務報告リスクを反映してアプローチを修正することを認めているので、ICFRの目的のために重要でないコントロールを特定し、文書化することを、経営者は回避できる。

### コントロールの評価

評価対象とするコントロールを決定したら、次に、経営者は特定したコントロールの運用状況の有効性に関する証拠を収集し、分析する。「必要な能力と権限を有する個人によってコントロールが設計どおりに実施されていれば、コントロールの運用状況は有効である」と、SECの解釈指針案は述べている。解釈指針案は、信頼できる財務報告に対する最大のリスクとなる分野に経営者の評価の努力を向けるために、企業の固有の事実と状況に基づいて判断を用いるように、リスクベース・アプローチを規定している。

解釈指針案は、経営者がさまざまな方法でその評価を裏付けることを認め、経営者による日々の事業への関与、自己評価、及びその他の継続的な監視活動を、評価の根拠とするために検討し、活用する方法を例示している。経営者がICFRの運用状況の有効性に関する証拠を収集するための評価手順は、

ICFRリスク<sup>\*1</sup>の評価を反映して修正されるべきである。組織レベルのコントロールは、特定のコントロールが機能しないリスクに対する経営者の判断に影響を及ぼす可能性があるため、ICFRリスクの評価にあたってはその影響を考慮すべきである。SECは、ICFRリスクに関する判断に応じて、経営者が実施する評価方法の内容、時期、及び範囲を変更することを想定している。従って、特定の財務報告要素に関する虚偽表示のリスクが高くコントロールが機能しないリスクも高ければ、必要な証拠の量はより多くなる。逆に、特定の財務報告要素に関する虚偽表示のリスクが低くコントロールが機能しないリスクも低ければ、必要な証拠の量はより少なくなる。つまり、必要な証拠の量を評価する上で重要なのは、虚偽表示のリスクと、コントロールが機能しないリスクであり、それらについては以下でさらに説明する。

- **虚偽表示のリスク** — 経営者が考慮する財務報告要素の特性には、財務報告要素の重要性と、関連する勘定残高、取引、又はその他の情報について重要な虚偽表示が発生しやすいかどうかの両方が含まれる。後者については「(1)記帳すべき金額の決定に判断を要する、(2)不正が発生しやすい、(3)複雑な会計処理が必要である、又は、(4)技術的・経済的な発展などの環境要因の影響を受ける、などの場合に当該財務報告要素のリスクが増加する」。
- **コントロールが機能しないリスク** — 指針では、コントロールが有効に運用されない可能性を考える際に、「コントロールの種類(即ち、人的か自動化されているか)、コントロールの複雑性、経営者による無視のリスク、コントロールの実施に必要な判断、当該コントロールが予防又は発見するはずの虚偽表示の内容と重要性、及び当該コントロールが他のコントロール(例えば、IT全般統制)の有効性に依拠する程度」を、経営者が検討すべきであると指摘している。

SECは、解釈指針案で以下のような見解を述べている。

重要な会計上の見積り<sup>\*2</sup>、関連当事者取引、又は重要な会計方針<sup>\*3</sup>に関連する特定の財務報告要素は、財務報告要素の重要な虚偽表示のリスクと、コントロールが機能しないリスクの両方について、一般により高いリスクがあると評価される。これらの財務報告要素に関連するコントロールで、経営者によって無視されるリスクがある、重要な判断を伴う、又は複雑なものは、一般により高いICFRリスクがあると評価されるべきである。

上記のコメントは、このようなリスクの高い領域に焦点をあてることの重要性を明示したものである。さらに、SECは上記の議論を以下のように補足した。:

財務報告要素のリスクに十分に対応するために複数のコントロールが必要な場合、経営者は個々のコントロールのリスク特性を分析すべきである。この分析が必要な理由は、特定の財務報告要素に関連するコントロールが必ずしも同じリスク特性を共有するわけではないからである。

上記の説明のためにSECが解釈指針案で示した例は、全てのコントロールのテストは同じ重みを持つものではないという見解を明確に示している。

解釈指針案には、コントロールの運用状況の有効性評価に関する多くの重要なポイントが含まれている。基本的な前提は、通常、経営者は信頼できる財務報告に対する最大のリスクとなる分野に焦点をあてて評価を実施するということである。経営者が使用する評価手続はリスク評価を反映して修正されるべきである。統制環境が相対的に良好かどうかなどの組織レベルのコントロールの状況は特定のコントロールが機能しないリスクに関する経営者の判断に影響を及ぼす可能性があるため、経営者はリスク評価においてその影響を考慮すべきである。解釈指針案に記載されたその他のポイントには以下のものが含まれる。

- **コントロールの直接的なテストと継続的な監視活動から証拠を入手する** — 評価手続の内容、時期、及び範囲は

※1 SECは、「ICFRリスク」を個々の財務報告要素と関連するコントロールの両方に対するリスク特性の集合的な組み合わせの総称として定義している。

※2 SECは、「重要な会計上の見積り」を「会計上の見積りや仮定で、不確実性の高い事象や変化しやすい事象に対する会計処理を決定する上で必要となる主観性や判断のレベルが高いため、見積りや仮定の性質が重要となるもの」と定義している。

※3 SECは、「重要な会計方針」を「財務諸表の表示にとって最も重要な方針であり、特定の事象に関する固有の不確実性により見積りを行う必要があるため、経営者による最も困難、主観的、又は複雑な判断を必要とするもの」と定義している。

ICFRリスクの評価結果に依存する。入手した証拠が十分であるかどうかを決定する際に、証拠の量(例えば、サンプル数)と証拠の質の両方を、経営者は検討すべきである。証拠の質には、「実施した手続の内容、関連する証拠を入手した期間、コントロールの評価者の客観性、及びモニタリングコントロール<sup>※4</sup>の場合には、直接的なテストによる対象コントロールの検証の程度」が含まれる。

- コントロールの運用状況の有効性に関する証拠を収集する方法と手続を決定するため根拠としてICFRリスクの評価を用いる** — 経営者が用いる手続には、従業員の日々の責任の範囲で実施されるものもあれば、ICFRの評価のために特別に実施されるものもある。業務の遂行を管理する日々の活動から証拠を入手できるかもしれない。さらに、自己評価の利用を含む監視活動は、評価を裏付ける証拠を提供することができる。どのようなコントロールであっても、評価の手順の内容、時期、及び範囲の組み合わせにより、十分な証拠を入手できるはずである。前述の通り、適用する手続は、虚偽表示のリスクと、コントロールが機能しないリスクの評価に基いて選択すべきである。
- コントロールが機能しないリスクの評価において良好な統制環境の影響を考慮する** — 非常に良好な統制環境は、特定のコントロールが有効に機能しない可能性に関する経営者の判断に影響を与え、結果として当該コントロールを評価するための証拠にも影響を与える可能性がある、とSECは指摘した。しかしながら、統制環境が良好でも、コントロールの運用状況の有効性を何らかの方法で評価する手続を実施しなくても良いということにはならない。
- 評価されたリスクの高さに応じて入手する証拠の性質を**

**修正する** — ICFRリスクが高いと評価された場合、通常、経営者の評価には直接的なテストから入手する証拠を含むべきであると、SECは述べている。さらに、経営者の評価では、通常、会計年度末を含む年内の合理的な期間から証拠を入手することを検討する。評価されたリスクが高ければ、対象となるコントロールへの定期的で直接的なテストによる検証の程度を変更したり、及び／又は、自己評価<sup>※5</sup>実施者を変更したりすることにより、経営者は継続的なモニタリングからの証拠の性質を変更することができると、SECは指摘した。経営者は、直接的なテストがカバーする期間を調整することによって入手する証拠の性質を変更することもできる。

- リスクの低い領域に対して大きな柔軟性を認める** — 解釈指針案は、リスクの低い領域における十分な証拠の判断について、経営者に大きな柔軟性を認めている。例えば、経営者は、継続的な監視からの証拠が十分であり、直接的なテストは必要ではないと結論付けるかもしれない。継続的な監視には、例えば、コントロールの運用状況を観察するような自己評価手続や業績評価指標<sup>※6</sup>の分析により、コントロールの運用状況に関する情報を提供する活動を含む。
- 小規模会社の環境では、経営者によるコントロールへの日々の関与を考慮する** — 特に小規模会社においては、経営者によるコントロールへの日々の関与により、ICFRの評価のためのコントロールの運用状況に関する十分な知識を入手できる可能性がある。例えば、コントロールの運用状況に関する継続的で直接的な知識と直接的な監視は日々の関与による知識へとつながるかもしれない。経営者によるコントロールへの日々の関与が評価における

※4 SECは、「監視活動」を「一定の期間にわたり内部統制の品質を評価する活動。これらの活動には、コントロールの整備状況と運用状況を適時に評価し、必要な改善活動を行うことが含まれる。このプロセスは、継続的な監視活動、内部監査や同様の機能を行う者による独立した評価、又は両者の組み合わせによって実施される。継続的な監視活動は、しばしば事業体の日常的な活動に組み込まれており、通常の管理者・監督者としてのレビュー活動を含む」と定義している。

※5 SECは、「自己評価は、様々な実施者や実施手続を含む広い概念である。自己評価は、コントロールの実施に責任を有する者自身による評価を含む。しかし、自己評価は、コントロールの実施に責任を有する者とは異なる管理者によって実施されるコントロールの評価やテストを意味するものとしても用いられる。このように、評価の客観性は場合によって異なる。自己評価によって入手した証拠の十分性は、その実施方法や評価者の客観性に依存する」と述べている。

※6 SECは、「経営者の評価プロセスでは、経営者が業務に関する情報や財務情報を自らの事業に関する知識と照らし合わせるための業績評価指標(KPI)の結果も検討されることがある。業績評価指標は財務報告要素の虚偽表示の可能性を示唆し、ICFRの目的と関連することもあるが、一般的には他のコントロールの運用状況の有効性を監視するものではない。経営者が実施する手続では、…業績評価指標が財務報告リスクに関連すると特定された場合に…そのような業績評価指標の運用状況の有効性を評価すべきである」と指摘している。

十分な証拠となるかどうかを決定する場合、経営者は固有の事実と状況を考慮すべきである。

## 評価結果の報告

評価が完了すると、経営者は、特定されたコントロールの不備が重大な欠陥に該当するかどうかを決定しなければならない。SECは、「重大な欠陥」を「企業の年次又は中間財務諸表における重要な虚偽表示が企業のICFRによって適時に予防又は発見されない合理的な可能性があるような、1つ又は複数のICFRの不備」と定義している。ここで、特定の事象が「合理的な可能性」をもって存在するとは、事象の発生可能性が「合理的に発生可能」、又は「可能性が高い」場合をいう。この定義はコントロールによって重要な虚偽表示(又は脱漏)を適時に予防又は発見できるかどうかに基づいており、経営者の年次評価の基礎となる。虚偽表示が実際に発生したかどうかは、この評価には関連しない。

解釈指針案は、このような判断のための枠組みを監査に関する文献とは別に経営者に提供することになる。その中には重大な欠陥の存在を強く示唆する事項が含まれる。解釈指針案が規定する強く示唆する事項のリストは現在の監査基準第2号(AS2)に記載されているものと基本的に同じである。リストには以下のものが含まれる。

- ・ 有効でない統制環境、例えば、規模の大小に関わらず上級経営者による不正の特定、合理的な期間を経ても改善されない重要な不備、企業の監査委員会による監視が有効でない場合などを含む。
- ・ 重要な虚偽表示の修正を反映するための財務諸表の訂正、但し、この訂正には、新しい会計原則に準拠するための変更、及び一般に公正妥当と認められた会計原則から別の一般に公正妥当と認められた会計原則への任意の変更による遡及的適用を含まない。
- ・ 虚偽表示が企業のICFRでは発見できなかったと考えられる状況において、監査人が当期に重要な虚偽表示を特定した場合。

- ・ 高度に規制された業種における複雑な企業において、関連する法令への違反が財務報告の信頼性に重大な影響を与えるような状況で、法令遵守機能が有効でない場合。

上記のリストと現在のAS2のリストの主たる相違点は、SECの解釈指針案では、上記の項目のいずれもが直ちに重要な不備であるとはみなされないということである。PCAOBもAS2の改訂において同様の改正を提案している。

SECの解釈指針案は、不備の重要性を評価する際に経営者が考慮すべき要素を説明している。例えば、経営者が重大な欠陥の有無を決定する際には、特定された個々のコントロールの不備を金額的要因と質的要因の両方を検討し評価し、1つ又は複数の不備によって発生する可能性のある虚偽表示の発生可能性と金額的重要性を検討しなければならない、とSECは指摘している。解釈指針案によれば、1つ又は複数の不備によって虚偽表示が発生する可能性に影響を与える事項には以下のものが含まれるが、以下に限定されない。

- ・ 関連する財務報告要素又はその構成要素の性質(例えば、仮勘定や関連当事者取引には、より高いリスクがある)
- ・ 関連する資産か負債における損失や不正の発生しやすさ
- ・ 関連する金額の決定に必要な主観性、複雑性、又は判断の程度
- ・ 他のコントロールへの影響や関係
- ・ 不備と影響を受ける財務諸表勘定及びアサーションの関係
- ・ 不備による将来的な影響

解釈指針案によれば、1つ又は複数の不備から生じる可能性のある虚偽表示の重要性に影響を与える要因には、以下のものが含まれるが、以下に限定されない。

- ・ 不備にさらされる財務諸表金額又は取引量
- ・ 不備にさらされる勘定残高又は取引群に関連して当期に発生した又は将来発生すると予想される取引量

経営者は1つ又は複数の不備が重大な欠陥に該当するかどうかを評価する際に、代替的コントロール<sup>\*7</sup>の影響を評価すべ

※7 SECは、「代替的コントロールは、適切に機能しない他のコントロールの目的を達成するために機能し、リスクを許容可能なレベルまで低減することに役立つコントロールである。リスクを低減するためには、代替的コントロールは重要な虚偽表示を予防又は発見できる精度で機能すべきである」と述べている。

きである。

SECの既存の規則により、1つ又は複数の不備が重大な欠陥となる場合、経営者はICFRが有効でないと結論付けなければならない。そのような場合、経営者は当該重大な欠陥を投資家に開示する報告責任を負う。このことは、ICFRの有効性に関する評価を、その結果を限定することなく明確な表現で、経営者が開示すべきことを意味する。重大な欠陥が存在する場合、経営者は、会社のICFRは重大な欠陥がある領域を除いて有効であると述べてはならない。但し、経営者が特定された重大な欠陥の内容と影響範囲を検討した前提で、内部統制が有効でないのは当該重大な欠陥が影響を与える範囲においてのみであると経営者が述べることを、解釈指針案は認めた。

404条はICFRの重大な欠陥に関する情報を一般投資家に提供することを意図していた。企業が重大な欠陥を開示する際には、(a)重大な欠陥の内容、(b)財務報告及び統制環境への影響、並びに(c) (もしあれば)経営者による現時点での欠陥の改善計画など、投資家が不備の根本原因を理解し、重大な欠陥の潜在的影響を評価するために十分な情報を提供することを、SECの解釈指針案は奨励している。

財務諸表の訂正が前期の経営者内部統制報告書に与える影響に関しては大きな疑問がある。過去に公表された財務諸表に重要な虚偽表示が発見された場合、企業は、財務諸表を訂正する必要がある。「ICFRの有効性に関して再評価や過去の結論の訂正が求められているわけではないが、経営者は当初の開示が適切であったかどうかを検討すべきである」と、解釈指針案は述べている。さらに、解釈指針案は、302条に基づいて公表した過去の経営者宣誓における開示に関する統制と手続の有効性についても同様の見解を示した。

特定の状況においては、経営者はICFRのある局面の評価が困難な状況に遭遇するかもしれない。例えば、外部委託されたプロセスにおいて、経営者が委託業者から必要なSAS70報告書を入手することも対象となるコントロールを評価することもできず、十分な代替的コントロールも存在しない場合などである。経営者には範囲限定の報告書が認められていないので、当該特定のプロセスにおけるコントロールを評価できないこと

が、ICFRの有効性に関する結論に影響を与えるほど重要であるか否かを決定しなければならない。

## 文書化

解釈指針案は、経営者がその評価を裏付けるために維持しなければならない証拠の性質と範囲、及び経営者の文書化アプローチにおける柔軟性の程度について説明している。解釈指針案では、経営者の評価が証拠によって裏付けられることが基本的な前提となっている。証拠は経営者によるICFRの評価に合理的な根拠を提供しなければならない。その上で、「我々は、評価の合理的な根拠には経営者の評価の根拠が含まれることを期待する。それには、証拠を収集し、評価する方法と手続の文書化を含む」とSECは述べた。重要なコントロールに関する整備状況の文書化は、その根拠として不可欠である。

SECの解釈指針案には、以下の例が示されている。

経営者は、個々の財務報告要素に関する評価アプローチ、評価手続及び結論の根拠を包括的なメモにまとめ、総合的な戦略として文書化するかもしれない。経営者は、評価対象とした証拠のコピーを別途維持する必要はないかもしれないが、企業の会計帳簿に関する証拠は、評価の合理的な根拠として十分なものでなければならない。

証拠の性質は評価されたリスクのレベル及びその他の状況によって異なるかもしれない。しかし、SECの上記のコメントには、「合理的な根拠」に関していくつかの最低限の期待があることが示されている。解釈指針案は、証拠は個々の財務報告要素に関連するコントロールに対する経営者の結論の根拠となる、と規定している。

解釈指針案が文書化に関して指摘したポイントには、以下のものが含まれる。

- ・ **企業の規模、内容及び複雑性によって、文書化の様式と範囲が異なることを認める** — 例えば、SECは、より小規模な企業では、経営者によるコントロールへの日々の関与が特定の領域における評価の根拠を提供するかもしれないと指摘している。そのような場合には、「経営者がICFRの評価のために特別に作成する文書化は限定的

であるかもしれない」。経営者は、このような場合における評価の合理的な根拠として、「自らの関与を十分に証拠付ける文書」が含まれているかを検討すべきである。例えば、メモ、電子メール、指示書、経営者から従業員へのその他の文書などである。さらに、評価されたリスクのレベルによって証拠は異なるであろう。特定の財務報告要素の評価を裏付けるために必要な証拠を決定するために、経営者は財務報告要素の重要性と重要な虚偽表示の発生しやすさの両方を考慮すべきである、とSECは考えている。

- ・ **様々な形式の文書化がありうることを認める** — 文書化は、紙の文書、電子的又はその他の媒体で、様々な様式（例えば、方針書・手続書、プロセス・モデル、フローチャート、職務記述書、文書、社内メモ、フォームなど）で表現される。
- ・ **重要なコントロールだけを文書化する** — 経営者の評価を裏付ける文書化は、財務報告に影響を与えるプロセスに存在する全てのコントロールを含む必要はない。文書化は、経営者が特定した財務報告リスクに対応するために十分であると結論付けたコントロールに焦点をあてるべきである。
- ・ **コントロールの整備状況の文書化によって、内部統制に関連するその他の重要な目的を達成する** — 解釈指針案は、ICFRの評価の根拠を提供することに加えて、コントロールの整備状況の文書化について以下のように述べている。
  - 「ICFRの範囲に含まれるコントロールとその変更が、特定され、コントロールの実施責任者に伝達されること、企業によって監視されてことが可能であるとの証拠を提供する。」
  - 「コントロールの実施責任に関する適切な伝達と、コントロールの運用状況の評価とモニタリングに関する会社の責任についての基礎を提供する。」
  - 「会社の組織全体あるいはその他の広い範囲に適用されるICFRに関する文書化などの証拠を提供する。それは、選択した内部統制のフレームワークによって

必要とされる内部統制要素に対応すると経営者が考えるもの」である。

- ・ **必要な証拠の範囲を評価する際に、実施されている組織レベルのコントロールを考慮する** — 組織レベルコントロールの存在は、経営者の評価を十分に裏付けるために必要な証拠の決定に影響を与えるかもしれない。例えば、経営者が統制環境を良好であると評価したなら、特定のコントロールの運用状況が有効であるかどうかの評価に必要な証拠を決定する際に、この結論を考慮するかもしれない。経営者が全社的なコントロールが特定の財務報告リスクに対応すると考える場合、通常、合理的な証拠には経営者がその結論に達した理由の文書化が含まれるであろう。
- ・ **経営者による日々の関与への依拠が文書化の水準に影響を与えることを認める** — 解釈指針案は、経営者が評価の基礎としてコントロール手順への日々の関与に依拠できる状況では、「自らの関与を十分に根拠付ける文書」に加えて「経営者がICFRの評価のために特別に作成する文書化は限定的であるかもしれない」と述べている。

#### 外国企業における特別な考察

解釈指針案には、その国で認められた会計原則又は国際財務報告基準(IFRS)に準拠して財務諸表を作成し、米国の会計基準との相違を調整方式により開示する外国企業において、リスクを評価する場合の留意点が記述されている。このような発行会社は、主たる財務諸表に基いて評価プロセスを計画・実施すべきである。つまり、米国の会計基準への調整よりも、各国の会計基準又はIFRSに基づく財務諸表の評価に焦点をあてるべきである。しかし、米国の会計基準への調整が投資家にとって重要であるため、解釈指針案は、経営者は米国の会計基準への調整の開示に関するコントロールの不備の影響を検討すべきであると述べている。従って、外国企業の経営者は、主たる財務諸表の数値と米国の会計基準への調整の数値開示の両方においてコントロールの不備の重要性を評価することになる。

## 解釈指針案の全般的な影響

SECの解釈指針案をレビューする際の留意点が幾つかある。最初に、SECが解釈指針案を策定する際に、1977年海外汚職行為防止法(FCPA)に従い、経営者が内部会計統制システムを既に確立し、維持していると想定したと述べている。第2に、経営者が選択した内部統制のフレームワークに準拠するためにどのようにICFRを設計すべきかについて、解釈指針案は説明していない。経営者が選択した内部統制のフレームワークを使用して実施しているコントロールを評価するプロセスについて説明しているだけである。第3に、解釈指針案は、ハウツー本ではなく、経営者が実施すべきステップを記載したチェックリストを提供するものでもない。解釈指針案を読むと、少なくとも2度は404条への対応を実施した米国の早期提出会社が、現在のプロセスで今後も満足している限り、振り出しに戻って評価をやり直すことにならないように、SECは非常に慎重に指針が規範的なものにならないようにしている。解釈指針案は、経営者が固有の事実と情況に基づく判断を適用することを奨励している。現在の形のまま最終化されれば、解釈指針案は実務に多大な影響を与えるであろう。想定される6つの事項を以下に記載する。

- (1) **経営者と監査人への対話に新たな方向性を与える** — 経営者は、自らが拠るべき権威のある指針を持つことになり、もはやこの領域で監査人に重要な支援を求める必要はない。404条対応の開始以来存在していた隙間は、基礎となる指針の公表によってほぼ埋められ、企業とSECがICFR評価プロセスについての経験を深めるに従い、指針は時を追って洗練されていくであろう。
- (2) **評価プロセスを通じてリスクへの焦点を高める** — リスクにより焦点をあてることにより、企業はリスクとコントロールの合理性を深めることになるであろう。企業は、より費用対効果の高いテスト計画とより効率的な文書化を志向し、高リスク領域により多くの労力を割き、低リスク領域にはより少ない労力を割り当てるであろう。さらに、複数の事業所における評価範囲の決定は、一方的な規則でカバレッジを達成するのではなく、よりリスクベースで決定され

るようになるだろう。

- (3) **不正防止プログラムへの関心を高める** — 不正を予防し、阻止し、発見するコントロールの重要性はより一層強調されるであろう。さらに、確立されたコントロールを経営者が無視するリスクに対応するコントロールと、監査委員会による経営者が無視するリスクを減少させる監視の役割に対して関心が高まるであろう。SECとPCAOBは、404条対応において実質的に重要な事項に焦点をあてつつあると思われる。
- (4) **最も重要なコントロールを選択するためにトップダウン・アプローチの導入を企業に促す** — トップダウン・アプローチの導入に関する事例は、その概念をより強固なものとするであろう。特にモニタリングコントロールと自己評価(以下の(5)を参照)に依拠することに関してである。長期的には、企業はそれらのモニタリングやテストの自動化を促進するために、より高度に業務プロセスとシステムを改善するであろう。さらに、解釈指針案によって、毎年維持プロセスの重要性がさらに強調されるであろう。
- (5) **実務において自己評価の適用を促進する** — 自己評価は様々な使い方ができる手法である。SECの解釈指針案では、自己評価をコントロールが機能する仕組みの透明性を向上するためのツールとして利用している。
- (6) **評価計画と年度末における評価プロセスをより簡素化する** — 「重要な不備」と「重大な欠陥」の定義を修正し、中間における重要性の適用を含む重要性の役割を明確化することによって、解釈指針案は、当初の計画プロセスを明確化にし、焦点をあて、年度末の評価プロセスの方向性を再提示するであろう。PCAOBは、監査人のための監査基準において同様の変更を提案している。

会社がトップダウン型のリスクベースのアプローチに焦点をあて始めるに従い、これまでの監査基準に基づく議論から徐々に離れ、学習効果があらわれるであろう。解釈指針案は、評価を裏付けるために必要な文書化の量を決定する裁量を経営者に認めている。つまり、解釈指針案は、経営者等の内部者は企業の経営に日々関与しているので、内部者がICFRを評価するアプローチは外部監査人のアプローチとは異なるという

前提に立っている。プロセスオーナーやコントロール責任者に対する継続的な監督や緊密な関わりを通じて、外部監査人が入手できないICFRの有効性に関する証拠を経営者は入手できる。この新しい事実を現実化するために、SECは以下の対応を行った。

- ・ 解釈指針に基づいて内部統制の評価を行うことを選択した会社がSEC規則13a-15及び15d-15による年次評価の要請を満たしていることを明確にするために、これらの規則の改正を提案した。この修正は、当該規則の要件を満たすICFRの有効性の評価は様々な方法で実施できるが、SECの公表した解釈指針案に従って実施された評価は経営者による年次評価の要請を満たすと規定に記載されることになる。
- ・ 監査報告書において経営者によるICFRの評価に関する監査意見を廃止し、監査人によるICFRの有効性に関する直接的な意見表明のみを要請するようにRule 2-02 (f)を改正することを提案した。

これらの規則を改正した目的は、経営者の評価に関する権威ある文献が、監査人のために書かれた文献ではなく、SECの解釈指針であることを明確にすることである。さらに、監査報告書から経営者によるICFRの評価に関する監査意見を削除することにより、管理者たちが評価を実施する際に監査基準を指針とすべきであると感じた圧力を、払拭しないまでも、かなり軽減することになるだろう。経営者は、監査人とは異なるテストアプローチによることが認められたので、監査人と同じことが経営者にも強制される時代は終わりを迎えた。経営者が実施することは、すべてリスクによってのみ規定されるべきである。小規模公開会社の内部統制システムは大規模な公開会社より複雑でないことが多いため、解釈指針案は、小規模公開会社が自社の事実と状況に合わせて評価方法と手続を修正することを推奨している。今後404条対応に関する規模の考慮に対応するために、SECによるさらなる指針の公表が想定される。